

平成 21 年度税制改正～町県民税の主な変更点

1 町県民税の寄附金税制が拡充されます

- 都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）のうち、5,000 円を超える額を、所得税とあわせて控除できるようになりました。
- 限度額 町県民税所得割額の概ね 1 割を上限とする
- 申告が必要 所得税の確定申告をしない方は、住所地の市区町村で住民税の申告をしてください。
- 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金を控除の対象とすることができるようになりました。
- 三春町の控除対象寄附金 都道府県、市区町村、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金
※県で指定した寄附金の控除対象は県民税となります。
※町と県では、指定寄附金が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- ▼ 対象となる寄附金
平成 20 年 1 月 1 日以降に行われた寄附金
- ▼ 町県民税が軽減される時期
寄附をした年の翌年度（平成 20 年中の場合は平成 21 年度）

(例) 地方公共団体に対する寄附金控除

○ 所得税（所得控除）

その年に寄附した全額から 5,000 円を減じた額が、所得金額から控除されます。

※控除対象となる寄附金限度額（その年の寄附金合計額）：年間総所得金額などの 40%

○ 住民税（税額控除）

次の合計額が、翌年度の個人住民税額から控除されます。

①（寄附金の年間支出額 - 5,000 円）× 10%

②（寄附金の年間支出額 - 5,000 円）

×（90% - 所得税の税率）

※②の額については個人住民税所得割額の 1 割が限度

※控除対象となる寄附金限度額（その年の寄附金合計額）：年間総所得金額などの 30%

2 町県民税の支払い方法が「年金からの引落とし」に変わります

公的年金から町県民税が引落とし（特別徴収）される制度が導入されました。

現在納付書払いや給与引落としとなっている町県民税が、平成 21 年 10 月以降、公的年金から差し引かれます。

○ 対象者

町県民税が課税となる方のうち、4 月 1 日現在 65 歳以上で公的年金を受給している方

（介護保険料が年金引落としとなっている場合で住民税が課税となる方）

※次の方は、引落とし（特別徴収）されません。

① 当該年度の基礎年金額が、18 万円未満である方（介護保険料の場合と同じ）

② 介護保険料を、金融機関などで納付している方

③ 当該年度の国保税、介護保険料、町県民税などの引落とし（特別徴収）額が老齢基礎年金額を超える方

○ 引落とし（特別徴収）する税額 公的年金などに係る所得割額と均等割額

所得が 2 種類以上ある場合、給与所得分は給与から引落としとなり、給与・年金以外の所得分は個人納付となることがあります。

○ 引落とし（特別徴収）対象となる年金 老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金

○ 引落とし（特別徴収）実施時期 平成 21 年 10 月から（対象者への通知は 6 月です。）

○ 引落とし（特別徴収）の方法など

年 6 回の公的年金支給月ごとに、社会保険庁などが年金から引落とし（特別徴収）を行い、翌月 10 日までに町に納入します。

※平成 22 年度以降新たに対象となった方は、次のような支払い方法となります。

▼ 6・8 月：個人納付（普通徴収）

▼ 10・12・2 月：年金からの引落とし（特別徴収）

○ 年金納付イメージ図

対象	初年度（H21）または新規対象者					次年度以降（H22 以降）					
	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
納付方法	個人納付（普通徴収）		引落とし（特別徴収）			引落とし（仮特別徴収※）			引落とし（特別徴収）		
	年税額の半分を 2 回に分けて個人が納付		年税額の残り半分を 3 回に分けて引落とし			仮特別徴収として、前年度の 2 月分と同額を 3 回引落とし			年税額から仮特別徴収分を引いた額を 3 回に分けて引落とし		

※仮特別徴収：年税額確定時期が 6 月のため、仮の金額を先に引落としすること。（1 回ごとの引落とし額を低くするために実施）

問い合わせ先 税務課 課税グループ ☎ 62-8127